

介護保険被保険者証が 新しくなります

10月1日の介護保険制度改正に伴い、介護保険被保険者証(以下「保険者証」という)の様式が変更になり、8月末に交付した保険証(びわ色)は9月30日で無効になります。

新しい保険者証(サーモン色・保険証の有効期限のないもの)を9月26日頃に発送します。9月30日までにお手元に届いていない場合は、福祉課までご連絡ください。

有効期限満了後の保険者証(びわ色)は、福祉課に返却または、破棄してください。

この保険者証は、介護保険の要介護(支援)認定の申請をする際等で必要になりますので大切に保管してください。詳しくは福祉課にお問い合わせください。

問合せ先
福祉課 高齢者福祉係

TEL 820-5605
(福祉課)

敬老会で撮った写真を役場エントランスホールに貼りだします。自由にお持ち帰りください。
貼りだし期間
10月3日(月)~14日(金)
*焼き増しはできません。
問合せ先
敬老会実行委員会事務局
TEL820-5605 (福祉課内)

被爆者健康手帳 所持者の皆さまへ

10月1日から、介護保険法が改正され、介護保険施設を利用した場合の居住費(滞在費)及び食費が介護保険給付の対象外とされ、利用者が負担することになりました。

被爆者の方も居住費(滞在費)及び食費は、自己負担になります。

なお、介護保険サービスの1割自己負担分は、今までどおり助成します。

問合せ先
広島県原爆被爆者援護室

TEL 513-3115
(福祉課)

介護保険のしくみ

第5回 介護保険のサービス利用について

利用者負担

介護保険のサービスを利用した場合の利用者負担は1割です。残り9割は保険から支払われます。

介護サービス計画

〈ケアプラン〉の作成

在宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境等をもとに、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成します。

ケアプラン作成は、居宅介護支援事業所に依頼することができ、費用の自己負担が1割です。

居宅介護支援事業所とは?

県の指定を受けた事業所で、介護保険の専門家である介護支援専門員(ケアマネジャー)を置いているところです。

介護支援専門員

(ケアマネジャー)とは?

介護の相談、ケアプランの作成・見直し、サービス事業所との連絡調整等を行う介護保険の知識を幅広くもった専門家です。



担はありません。事業所との契約

県の指定を受けた事業所であればどこでも契約ができます。一度契約した居宅介護支援事業所やサービス提供事業所を他の事業所に変更する場合は、担当のケアマネジャーに相談し他の事業所との契約を行ってください。

また、契約した居宅介護支援事業所と違う事業所(法人)のサービスを利用することができません。

ケアプランの見直し
高齢者の身体の状態は変化しやすいものです。月に1度は担当のケアマネジャーが自宅に訪問してくれます。

ので、「現在利用しているサービスが自分に合っているか」、「目標や目的がどの程度達成されているか」等を定期的に見直してもらいましょう。

介護保険のサービスをたくさん利用すれば、利用者・家族は便利になりますが、自分でできることもできなくなる恐れがあります。担当のケアマネジャーとよく話し合い、自分の持っている能力を十分活用し、住み慣れた自宅で自立した生活が送れるように「要介護度の改善・悪化防止」につながるようなケアプランを立ててもらい介護保険サービスをじょうずに利用しましょう。

詳しくは熊野町ホームページをご覧ください。福祉課にお問い合わせください。

問合せ先
福祉課 高齢者福祉係
TEL 820-5605
(福祉課)